

第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部改正について

－ 平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用 －

平成31年1月

総務省 総合通信基盤局

電気通信事業部 料金サービス課

- NTT東日本・西日本が設置する第一種指定電気通信設備のうち加入者交換機能や中継交換機能等に係る接続料の算定には、現在、長期増分費用方式が適用されている。
- 現行の長期増分費用モデルは、平成28年度から30年度までの適用であることから、平成31年度以降の長期増分費用方式に基づく接続料算定等について、長期増分費用モデル研究会や情報通信審議会における検討結果を踏まえ、所要の規定を整備。
- 平成31年度の接続料算定に当たって、必要な入力値(設備仕様、耐用年数等)を更新。
- その他、接続料規則の規定上の表現を改めて確認し、制度趣旨に照らして明確化するため、所要の規定を整備。

■ 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)の一部改正

① 長期増分費用モデルの見直し

- 接続料原価の算定に用いるPSTN-LRICモデルの見直しに伴い、電力設備等の耐用年数の推計方法等、算定方法に係る規定を一部改正。

② 長期増分費用モデルの適用方法の見直し

- PSTN-LRICモデルに基づく接続料の水準が総務大臣が通知する条件に該当する場合等には、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せにより接続料を算定することとし、両モデルの組合せ方法、IP-LRICモデルによる算定方法等に係る規定を追加。

③ 接続料算定に用いる入力値の扱い

- 平成31年度の接続料算定に必要な入力値(設備単価、仕様、耐用年数等)を定めるため、接続料規則別表の数値を更新。

■ 接続料規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第14号)の一部改正

④ NTS※コストの扱い

- 平成31年度から33年度までの3年間においても引き続き、NTSコストのうちき線点RT-GC間伝送路コストの全額を接続料原価に算入するため、所要の規定を整備。
※ NTSコスト(Non Traffic Sensitive Cost): 通信量ではなく回線数に依存するコスト。

⑤ 接続料算定に用いる通信量の扱い

- 平成31年度から33年度までの3年間においても引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを接続料算定の入力値として採用するため、所要の規定を整備。

⑥ 東西均一接続料の扱い

- 平成31年度から33年度までの3年間においても引き続き、NTT東日本・西日本で均一の接続料を適用するため、所要の規定を整備。

○ 施行日 平成31年4月1日から施行 ※一部規定(総務大臣による通知等)は公布日に施行

改正に至るまでの経緯

- 平成28年10月、「長期増分費用モデル研究会」を開催。平成31年度以降の接続料算定に適用可能な長期増分費用モデル(第8次モデル)としてPSTN-LRICモデル及びIP-LRICモデルの2つのモデルについて検討を行い、平成29年7月に報告書を取りまとめ。
- 平成29年11月、平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について情報通信審議会へ諮問、平成30年10月、第8次モデルを平成31年度から33年度までの3年間、接続料算定に用いることが適当であるとする答申(以下「平成30年答申」という。)を取りまとめ。
- 平成30年11月、長期増分費用モデル研究会において、長期増分費用方式に基づく平成31年度の接続料算定に用いる入力値を見直し。

	平成28年 10月	平成29年 3月 7月 11月	平成30年 10月 11月 12月
長期増分費用 モデル研究会	▲開催	▲報告書の 取りまとめ	▲審議
情報通信審議会	「固定電話網の円滑な 移行の在り方」一次答 申～移行後のIP網のあ るべき姿～ ※	▲諮問	▲答申
情報通信行政・ 郵政行政審議会			▲諮問

長期増分費用モデル
(第8次モデル)の検討

平成31年度の
接続料算定に用いる
入力値の見直し

「固定電話網の円滑な
移行の在り方」一次答
申～移行後のIP網のあ
るべき姿～ ※

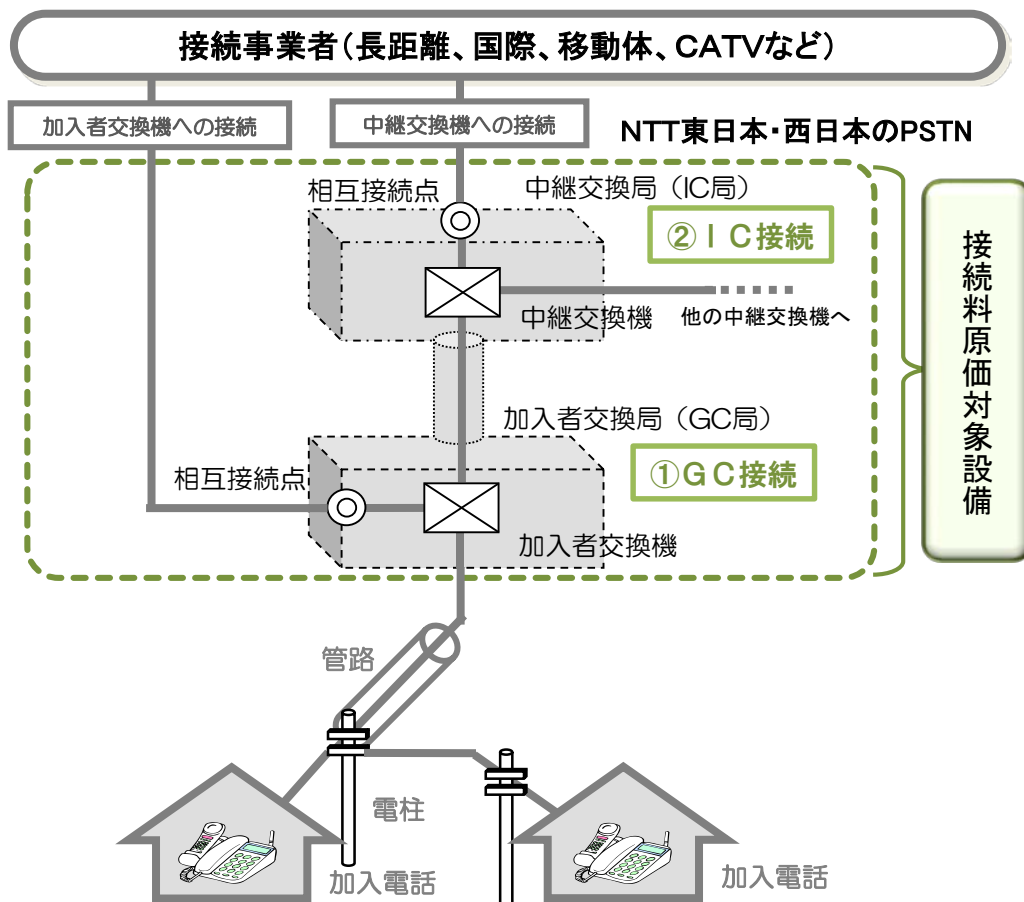
平成31年度以降の
接続料算定における
長期増分費用方式の
適用について検討

※IP網への移行期間中におけるPSTNに係る接続料算定の在り方について検討が必要との提言。

接続料規則等の
一部改正について

(参考) 長期増分費用 (LRIC) 方式に基づく接続料算定

- 長期増分費用(LRIC:Long-Run Incremental Costs)方式は、接続料の原価算定において、事業者の非効率性を排除した適切な原価を算定するために平成12年の電気通信事業法改正により導入。NTT東日本・西日本の実際のネットワークと同等規模のネットワークを、現時点で最も低廉で効率的な設備と技術により構築・運営した場合の費用を算定する方式。
- LRIC方式は、現在、加入者交換機や中継交換機等の接続料算定に適用されている。



LRICモデルの策定及びその適用の決定

※2～3年で見直し。現行は7次モデル(平成28～30年度)。

- **LRICモデルの見直し検討**
接続料原価の算定に用いるLRICモデルを策定・見直し。
- **接続料算定の在り方の決定**
LRICモデルの適用方法や適用期間等、接続料算定の在り方を見直し。

接続料の算定

※毎年度実施。次年度のNTT東日本・西日本の接続約款に反映。

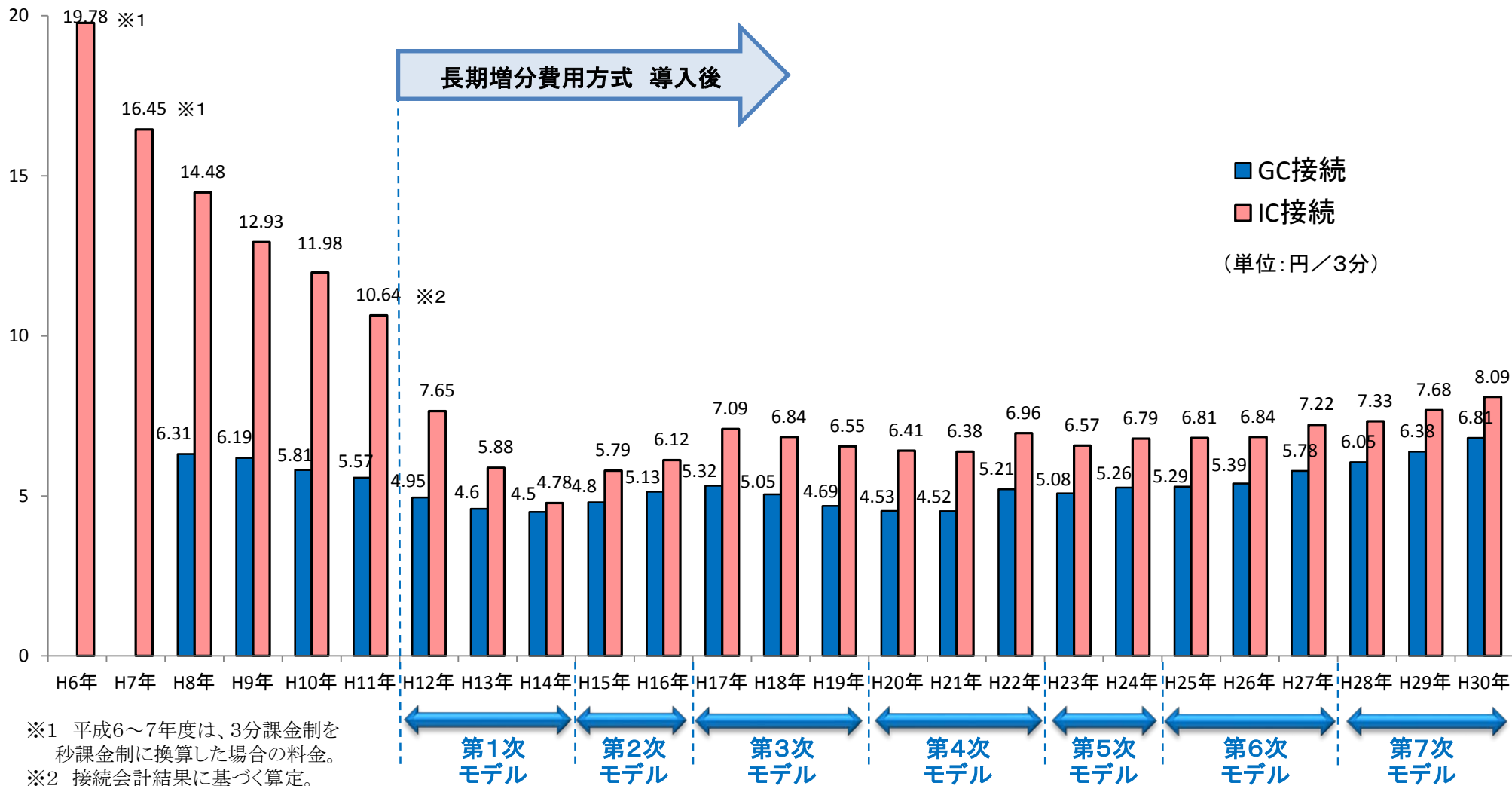
- **入力値の見直し**
毎年度、接続料算定に必要な需要・パラメータ(回線数、設備単価、耐用年数等)を最新の値に見直し・更新。
- **接続約款の変更認可**
上記モデル及び入力値により算定した接続料について、NTT東日本・西日本の接続約款の変更を認可。

<平成30年度接続料>

- ①加入者交換機への接続(GC接続): 6.81円/3分
- ②中継交換機への接続(IC接続): 8.09円/3分

(参考) 接続料の推移

- 長期増分費用方式は、現時点で最も低廉で効率的な設備と技術によりネットワークの構築や運営を行った場合を仮想して費用を算定する方式であることから、独占的な事業者の非効率性の排除や接続料算定に当たっての透明性、公正性の確保が可能。
- NTT東日本・NTT西日本のPSTN接続料の算定には、2000年度(平成12年度)から長期増分費用方式が用いられている。
- 現在、接続料原価の減少よりも通信量の減少が大きいことから、接続料単価は年々上昇。



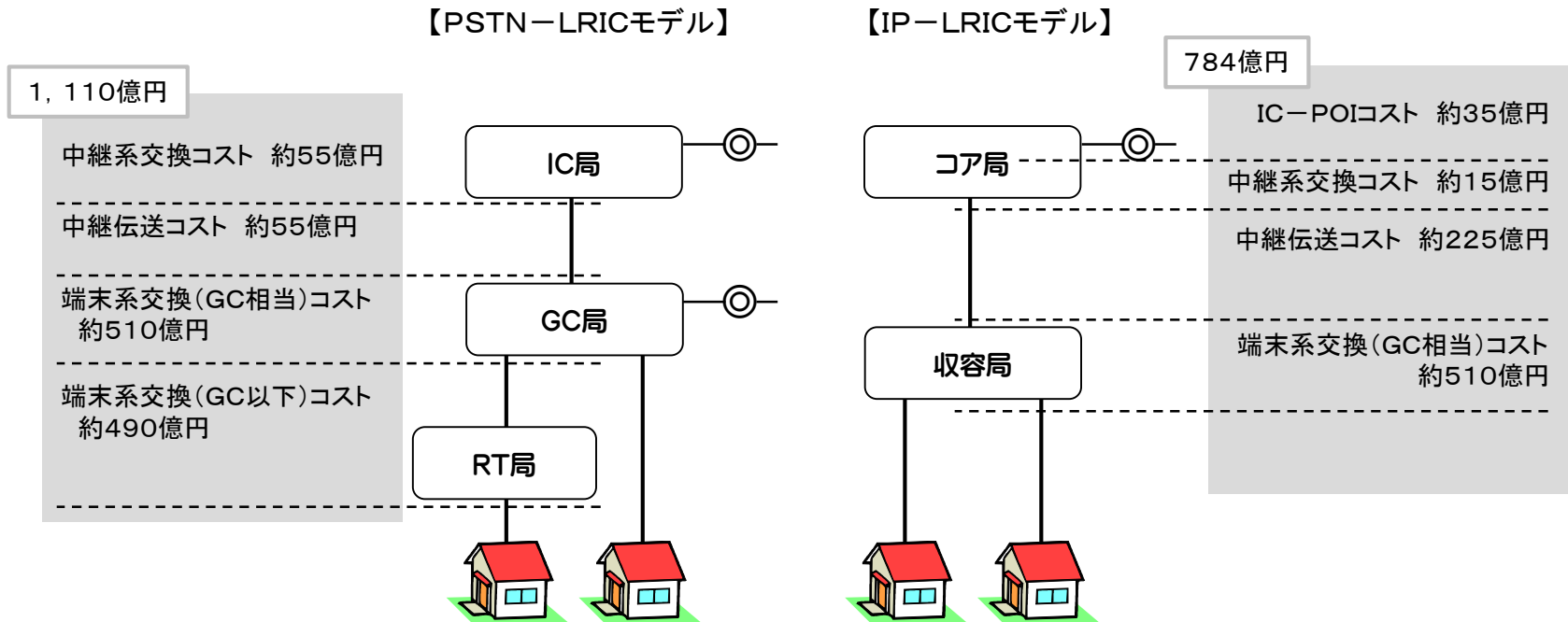
(参考)LRICモデルの試算結果

- 新たに策定した第8次LRICモデルには、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの2つのモデルがある。
- IP-LRICモデルは、IP網をベースとしたモデルであり、第7次LRICモデル(現行)で算定したコストに比べて32%の減少。

■ 各モデルによる接続料原価の試算結果(平成30年度接続料算定ベース)

	第7次LRICモデル(現行)	第8次LRICモデル	
		PSTN-LRICモデル	IP-LRICモデル
接続料原価	1,159億円	1,110億円 (▲49億円、▲4.2%)	784億円 (▲375億円、▲32.3%)

※カッコ内は現行LRICモデルと比較した場合の差額及び比率。



① 長期増分費用モデルの見直し

【新接続料規則別表第2の1、第2の2、第4の3】

【現状】

- ✓ 平成28年度から30年度までの3年間は、PSTN-LRICモデル(第7次モデル)により接続料原価を算定。
- ✓ 長期増分費用モデル研究会において、電力設備等の耐用年数等、さらなる効率化のためPSTN-LRICモデルを見直し(⇒第8次モデルへ反映)。

【措置】

- ✓ 長期増分費用モデル研究会の審議結果及び平成30年答申を踏まえ、接続料算定方法に係る規定を一部改正。

モデルの主な見直し事項	概要
電力設備等の耐用年数の見直し	<p>モデルにおける電力設備(電源装置、発電装置及び受電装置)等の経済的耐用年数には、これまで法定耐用年数が用いられていたが、使用実態に即したものとするため撤去法により推計した値を採用することとした。</p> <p>(例 空調設備の経済的耐用年数を9年から22.8年へ見直し)</p> <p>【新接続料規則別表第4の3(費用算定に用いる数値)】</p>
駐車スペースのコスト配賦方法の見直し	<p>これまで駐車スペースのコストは、音声サービスのみ配賦され、データ系サービスへは配賦されていなかったが、局ごとに音声サービスと音声サービス以外の加入者回線数比で按分することとした。</p> <p>【新接続料規則別表第2の1(正味固定資産価額算定方法)】</p>
局舎に設置する電力設備の仕様の追加	<p>局舎に設置する電力設備の仕様として、局設置FRT局における小規模局用電源装置の仕様及びUPSの規定出力容量の仕様のそれぞれについて、電気通信事業者で採用されているものを追加することとした。</p> <p>(例 局設置FRT局(局舎種別:RT-BOX)に設置する小規模局用電源装置の仕様として、最大電流100A/台に37.5A/台及び50A/台を追加)</p> <p>【新接続料規則別表第2の1(正味固定資産価額算定方法)、第2の2(正味固定資産価額算定に用いる数値)】</p>
RT局の蓄電池保持時間の長延化	<p>モデルにおいて、RT局の非常用電源関連設備として設置する蓄電池の保持時間は10時間としているところ、近年の実際のネットワークでは災害発生時、復旧に10時間以上を要する事象が発生していることから、対策が必要な局を対象に、局ごとに必要な蓄電池保持時間の長延化を行うこととした。</p> <p>(例 RT局のうち作業員の到着に1.5時間以上を要するもの場合は、蓄電池保持時間を10時間から18時間へ長延化。あわせて、蓄電池保持時間18時間の場合の蓄電池容量算出係数を21.7AH/Aと設定(蓄電池保持時間10時間の場合の蓄電池容量算出係数は12.6AH/A))</p> <p>【新接続料規則別表第2の2(正味固定資産価額算定に用いる数値)】</p>

② 長期増分費用モデル適用方法の見直し

【改正省令案附則第4条～第6条、別表第1～第6】（詳細 ⇒ 8ページ）

【現状】

- ✓ 長期増分費用モデル研究会において、第8次モデルとして、PSTN-LRICモデル及びIP-LRICの2つのモデルを策定。
- ✓ 平成30年答申では、長期増分費用モデルの適用について、次のとおりとすることが適当とされた。
 - ① 平成31年度から33年度までの3年間は、IP網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期として対応。
 - ② 段階的な移行の手段として、まずはPSTN-LRICモデルにより接続料を算定。
 - ③ これにより価格圧搾のおそれが生じる場合は、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せ(4対1等)へ移行の段階を進める。

【措置】

- ✓ 平成30年答申を踏まえ、平成31年度から33年度までの接続料算定に長期増分費用方式を適用するに当たり、PSTN-LRICモデルに基づく接続料の水準が総務大臣が通知する条件に該当する場合等には、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せにより接続料を算定。
- ✓ このため、両モデルの組合せを適用することとなる条件、その場合の機能・組合せ方法、IP-LRICモデルによる算定方法等に係る規定を追加。

答申を踏まえた制度整備イメージ

【改正省令案附則における規定】

■ 両モデルの組合せを適用することとなる条件 【改正省令案附則第4条】

1. PSTN-LRICモデルに基づく接続料水準が、利用者料金との関係により価格圧搾のおそれがあるものとして総務大臣が通知する条件に該当する場合（NTT東日本・西日本のいずれかにおいて該当する場合）
2. 前算定期間において両モデルの組合せにより接続料を算定した場合

■ 両モデル組合せの場合の機能と組合せ方法

【改正省令案附則第5条、別表第1、告示】

- 概ね通信形態ごとを接続料単位とする機能を新たに定義。
- 当該機能ごとに各モデルの該当する単位費用総額を算定し、それらを4対1等の割合で合算。

■ IP-LRICモデルによる算定方法 【改正省令案附則第6条等】

- 単位費用の算定には、接続料規則第3章から第5章までの規定を準用。
- 上記に加え、IP-LRICモデルによる算定に当たり、必要となる算定方式や算定に用いる値に係る規定を追加。

【諮問対象外の事項】

■ 接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針(再改定)

- 「加入電話・ISDN通話料」については、第一種指定電気通信設備接続料規則の改正規定が効力を有する間は、本指針を適用しない。

(参考)

■ 価格圧搾のおそれが生じる場合（総務大臣による通知）

- 「加入電話・ISDN通話料」について、指針に基づく方法で利用者料金と接続料を比較し、両者の差分が「他律的要因」※によらずに、営業費相当基準額未満となること。
※客観的かつ定量的に確認できるもの。

■ 客観的かつ定量的に確認できる他律的要因（総合通信基盤局長による通知）

- 価格圧搾のおそれが生じるとしても、認可接続料に比べ他事業者接続料の著しい上昇により利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回るといった他律的要因が客観的かつ定量的に確認できる場合※に、そうした事情を考慮するもの。
※考慮すべき他律的要因、その確認方法等について、予め、内容を明確にしてこれを通知。

長期増分費用モデル適用方法の見直し

次に掲げる場合においては、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せによって接続料を算定する。

1. PSTN-LRICモデルに基づく接続料水準が、利用者料金との関係により価格圧搾のおそれがあるものとして総務大臣が通知する条件に該当する場合(NTT東日本・西日本のいずれかにおいて該当する場合)
2. 前算定期間において両モデルの組合せにより接続料を算定した場合

	PSTN-LRICモデルによって算定する場合(現行)	PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの組合せによって算定する場合
機能	<p>■ 概ね設備ごとを接続料単位とする機能 【新接続料規則第2章】</p> <p>加入者交換機能、中継交換機能 等</p>	<p>■ 概ね通信形態ごとを接続料単位とする機能 【改正省令案附則第4条、別表第1の1】</p> <p>加入者交換機接続機能、中継交換機接続機能、中継交換機経由機能 等</p>
算定方法	<p>■ PSTNモデルに基づく費用等により算定</p> <ul style="list-style-type: none"> • 資産及び費用を整理 【新接続料規則第3章】 • 原価及び利潤を算定 【新接続料規則第4章】 • 機能ごとに接続料を設定 【新接続料規則第5章】 <p>⇩ (各機能の接続料を合算)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>IC接続料 = 加入者交換機能単金 + 加入者交換機共用トランクポート機能単金 + 中継交換機能単金 + 中継交換機共用トランクポート機能単金 + 中継伝送共用機能単金 (8.09円/3分 @H30AC)</p> </div>	<p>■ 各モデルに基づく費用等の組合せにより算定</p> <ul style="list-style-type: none"> • 次の式により、機能ごとに接続料を設定 【改正省令案附則第5条】 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> $\text{(接続料)} = \text{(PSTNモデルに基づく部分機能の単位費用総額)} \times (1-X) + \text{(IPモデルに基づく部分機能の単位費用総額)} \times X$ <p>※ X: 特定比率。1/5、2/5、3/5、4/5、5/5のうち、この比率の適用による接続料水準が、総務大臣が通知する条件に該当しないものであって、前算定期間で用いた場合はそれより低くないもの(全ての対象機能において同一)。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> • 各モデルの部分機能(機能に相当)ごとに単位費用(接続料に相当)を算定 【改正省令案附則第6条】 <ul style="list-style-type: none"> - 資産及び費用を整理 【新接続料規則第3章の準用】 - 原価及び利潤を算定 【新接続料規則第4章の準用】 - 部分機能ごとに単位費用を算定 【新接続料規則第5章の準用】 <p>⇩ (各モデルに基づく部分機能の単位費用総額を合算)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>中継交換機接続機能に係る接続料</p> $= \text{(PSTNモデルに基づく部分機能の単位費用総額)} \times (1-X) + \text{(IPモデルに基づく部分機能の単位費用総額)} \times X$ $= \left[\begin{array}{l} \text{加入者交換部単位費用} \\ + \text{加入者交換機共用トランクポート部単位費用} \\ + \text{中継交換部単位費用} \\ + \text{中継交換機共用トランクポート部単位費用} \\ + \text{中継伝送共用部単位費用} \end{array} \right] \times (1-X) + \left[\begin{array}{l} \text{端末系ルータ交換部単位費用} \\ + \text{中継系ルータ交換部単位費用} \\ + \text{中継系ルータ交換部単位費用} \\ + \text{中継伝送共用部単位費用} \end{array} \right] \times X$ </div>

IPモデルによる算定方法等に係る規定を追加
【改正省令案附則別表第1の2、第2～第6】

機能	モデルの組合せイメージ (経由回数)											
	PSTN-LRICモデル						IP-LRICモデル					
	加入者交換部 GC	加入者交換部 GC以下の伝送路	加入者交換機共用 トランクポート部	中継交換部	中継交換機共用 トランクポート部	中継伝送共用部	その他	端末系ルータ交換部	中継系ルータ交換部	中継系ルータ変換部	中継伝送共用部	その他
加入者交換機内折返し通信機能	1	2						2	1		2	
加入者交換機設置局内折返し通信機能	2	2						2	1		2	
単位料金区域内折返し通信機能	2	2	2	1	2	2		2	1		2	
中継区域内折返し通信機能	1	1	1	0.5	1	1		1	0.5		1	
加入者交換機接続機能	1	1						1	1	1	1	
中継交換機接続機能	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	
中継交換機経由機能				1					1	1		
加入者交換機専用トランクポート機能							・加入者交換機専用トランクポート部					・中継系ルータ専用トランクポート部 ・中継系ルータ接続伝送専用部
加入者交換機専用トランクポート中継伝送専用機能							・加入者交換機専用トランクポート部 ・中継伝送専用部					・中継系ルータ専用トランクポート部 ・中継系ルータ接続伝送専用部
中継交換機専用トランクポート伝送専用機能							・中継交換機専用トランクポート部 ・中継交換機接続伝送専用部					・中継系ルータ専用トランクポート部 ・中継系ルータ接続伝送専用部
信号伝送機能							・信号伝送部					・信号伝送部
その他の機能	総務大臣が告示する機能											

(参考) 総務大臣が告示する機能

機能	モデルの組合せイメージ (経由回数)											
	PSTN-LRICモデル							IP-LRICモデル				
	加入者交換部 GC	加入者交換部 GC以下の伝送路	加入者交換機共用 トランクポート部	中継交換部	中継交換機共用 トランクポート部	中継伝送共用部	その他	端末系ルータ交換部	中継系ルータ交換部	中継系ルータ変換部	中継伝送共用部	その他
市内通信機能												
加入者交換機内折返し通信	1	2						2	1		2	
加入者交換機設置局内折返し通信	2	2						2	1		2	
単位料金区域内折返し通信	2	2	2	1	2	2		2	1		2	
リルーティング通信機能												
市内通信							・市内通信部					・市内通信部
中継区域内折返し通信	2	2	2	1	2	2		2	1		2	
リルーティング指示に係る網保留機能	1	1	1	1	1	1		1	1		1	
一般音声ガイダンス送出力用接続通信機能												
加入者交換機接続	1	1						1	1	1	1	
中継交換機接続	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	
特定音声ガイダンス送出力用接続通信機能												
中継区域内設置装置への接続	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	
中継区域外設置装置への接続(GC)	1	1		1				1	2	2	1	
中継区域外設置装置への接続(IC)	1	1	1	2	1	1		1	2	2	1	

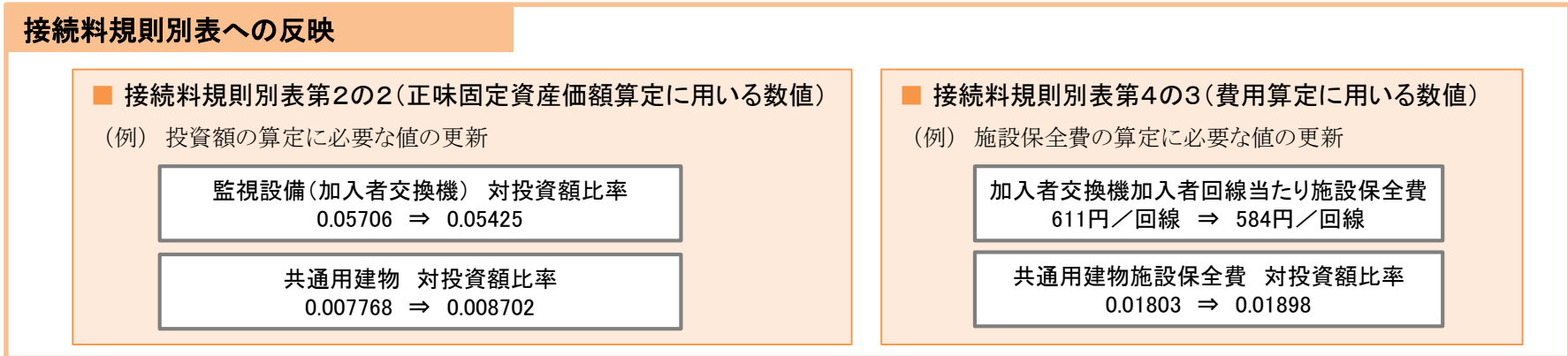
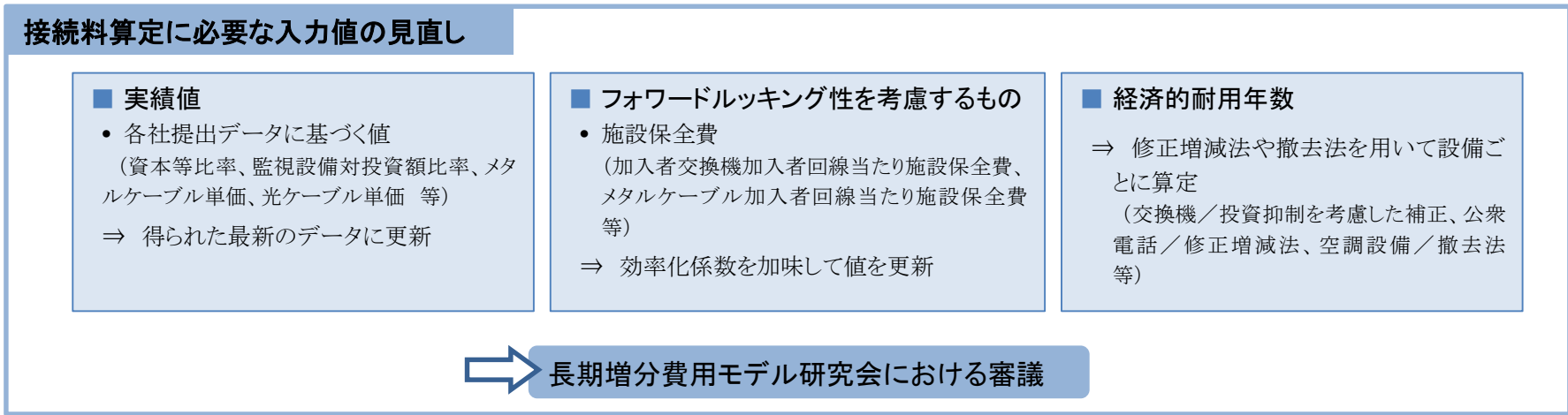
(参考) 総務大臣が告示する機能

機能	モデルの組合せイメージ (経由回数)											
	PSTN-LRICモデル						IP-LRICモデル					
	加入者交換部 GC	加入者交換部 GC以下の伝送路	加入者交換機共用 トランクポート部	中継交換部	中継交換機共用 トランクポート部	中継伝送共用部	その他	端末系ルータ交換部	中継系ルータ交換部	中継系ルータ変換部	中継伝送共用部	その他
一般リダイレクション網使用機能	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	
特定リダイレクション網使用機能	1	1						1	1	1	1	
中継交換機加入者交換機接続機能	1	1	1	1	1	1			1	1		
中継交換機加入者交換機接続番号照会機能	1	1	1	1	1	1		1	2	2	2	
中継交換機経由番号照会機能			1	1	1	1			1	1	1	

③ 接続料算定に用いる入力値の扱い

■ 平成31年度の接続料算定に用いる各種入力値の更新 【新接続料規則別表第2の2、第4の3】

- ✓ 長期増分費用モデル研究会の審議結果を踏まえ、平成31年度の接続料算定に必要な入力値(投資額比率、設備仕様、耐用年数等)を定めるため、接続料規則別表の数値を更新。



④ NTSコストの扱い

■ き線点RT-GC間伝送路コストの接続料原価への全額算入の継続

【新平成17年改正省令附則第7項、第10項】

【現状】

- ✓ ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定において、同制度における利用者負担の抑制を図る観点から、平成19年度にユニバーサルサービス制度の補填対象額への算定方法を当分の間変更することとした(ベンチマーク「全国平均費用+標準偏差の2倍」の適用)。
- ✓ これに伴い、当分の間の措置として、NTSコストのうちき線点RT-GC間伝送路コストを接続料原価へ付替えることとし、平成23年度以降は、当該コストの全額が接続料原価に算入されている。

【措置】

- ✓ 平成30年答申を踏まえ、平成31年度から33年度までの3年間においても引き続き、き線点RT-GC間伝送路コストの全額を接続料原価に算入するため、所要の規定を整備。

⑤ 接続料算定に用いる通信量の扱い

■ 前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した通信量の継続採用

【新平成17年改正省令附則第12項】

【現状】

- ✓ 接続料算定に用いる入力値のうち通信量については、信頼性のあるデータであることを前提として、可能な限り適用年度に近いデータの採用が適当であることから、これまで、算定される接続料の適用年度の前年度の下半期と適用年度の上半期の通信量を通年化したものを採用。

【措置】

- ✓ 平成30年答申を踏まえ、平成31年度から33年度までの3年間においても引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用するため、所要の規定を整備。

⑥ 東西均一接続料の扱い

■ NTT東日本・西日本の接続料原価及び通信量等の合算による接続料算定(東西均一接続料)の継続

【新平成17年改正省令附則第15項】

【現状】

- ✓ NTT東日本・NTT西日本は異なる電気通信事業者であり、各々の原価に基づき接続料を算定することが適当であるが、接続料水準の東西格差により利用者料金の地域格差が生じることへの懸念から、これまで東西均一接続料が採用されている。

【措置】

- ✓ 平成30年答申を踏まえ、平成31年度から33年度までの3年間においても引き続き、東西均一接続料を適用するため、所要の規定を整備。

■ その他 【新接続料規則第1条、第4条、第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第8条第1項、第9条第2項、第10条第1項、第11条第3項から第5項まで、第12条の2、第13条第4項、第14条第1項、第14条の2、第16条の2、第17条第2項、第18条の4、第19条、第20条、第21条、新平成17年改正省令附則】

- ✓ 制定から約20年*を経た本省令の規定上の表現を改めて確認し、制度趣旨に照らして規定を明確化。

*本省令の前身に当たる「指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則」は平成9年12月19日制定。また、平成12年に第一種指定電気通信設備接続料規則となってからこれまで約40回の改正を経ている。

■ 制定から約20年※を経た同規則の規定上の表現を改めて確認し、制度趣旨に照らして以下①～④のとおり規定を明確化。

※同規則の前身に当たる「指定電気通信設備の接続料に関する原価算定規則」は平成9年12月19日制定。また、平成12年に第一種指定電気通信設備接続料規則となってからこれまで約40回の改正を経ている。

■ このうち一部については、今後公布までに追加での形式的修正を行おうとするものであり、現在、最終的な条文を精査中。

①調整額の規定に関し、算定方式及び条件ごとに整理する。(新規則第12条の2)

★:パブコメ時から追加修正がある条項

②誤字脱字等を修正する。

新接続料規則第6条第4項、別表第2の1(電力設備(交流無停電電源装置))★、別表第2の2(整流装置用蓄電池所要面積(10))★、新平成17年改正省令附則(第6項、第8項、第10項、第11項、第15項★) 等

③表現の適正化を図る。(対象を明確にするためホワイトリスト形式にする、表現ぶりを見直す、等)

(例)	改正後	改正前
第5条	表二の項(加入者交換機能(同表備考二のイに掲げる機能を除く。)、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。)	表二の項(端末系ルータ交換機能、一般収容ルータ優先パケット識別機能、加入者交換機能のうち同表備考二のイの機能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ポータビリティ機能を除く。)

新接続料規則第1条、第4条、第5条★、第6条第1項★及び第2項、第7条★、第8条第1項及び第2項★、第9条第2項★、第10条第1項★、第11条第3項から第5項まで★、第12条の2、第13条第4項、第14条第1項、第14条の2、第15条★、第16条の2、第17条★、第18条の4、第19条、第20条、第21条★、別表第2の2★、新平成17年改正省令附則★ 等

④「機能」の用語に関し、従来は一括りとなっているところ、以下のように分類・定義し、整理する。

法定機能・・・法第33条第4項第1号口の総務省令で定める機能

特別法定機能・・・キャリアズレートにより接続料が設定される機能(総合デジタル通信端末回線伝送機能、端末間伝送等機能)

一般法定機能・・・特別法定機能以外の法定機能

法第三十三条第五項機能・・・法第33条第5項の総務省令で定める機能

新接続料規則第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条第1項から第3項まで及び第5項、第12条第1項、第12条の2、第13条第1項、第14条第1項、第18条の4、第19条第1項、第21条 (全て★) 等

* ②及び③について、平成31年改正省令附則においてもパブコメ版から同様の趣旨の修正を行う。

(参考)NTSコストの接続料原価への付替え

○ NTSコストのうちき線点RT-GC間伝送路コストについては、ユニバーサルサービス制度との関係から、利用者負担を軽減するため、平成20年度以降、接続料原価に付替えを行っているところ。

平成17年度以降の接続料算定の在り方について 答申(平成16年10月)

- 通信量の減少傾向が継続することが共通の理解となっている現時点においては、NTSコストを接続料原価から控除することが必要。
- NTT東日本・NTT西日本の基本料収支に過度の影響を与えないためには、**NTSコストを5年間で段階的に接続料原価から除き、基本料に付け替えることが適当。**

平成20年度以降の接続料算定の在り方について 答申(平成19年9月)

- (NTSコストのうち)き線点RT-GC間伝送路コストは、あくまでも当分の間の措置として、従量制接続料の原価に算入し、NTT東日本・NTT西日本の利用部門を含む接続事業者が公平に負担するという形にすることもやむを得ない。激変緩和措置として、**平成20年度をベースとして毎年度20%ずつ接続料原価に算入**することが適当。

長期増分費用方式に基づく接続料の平成23年度以降の算定の在り方について 答申(平成22年9月)

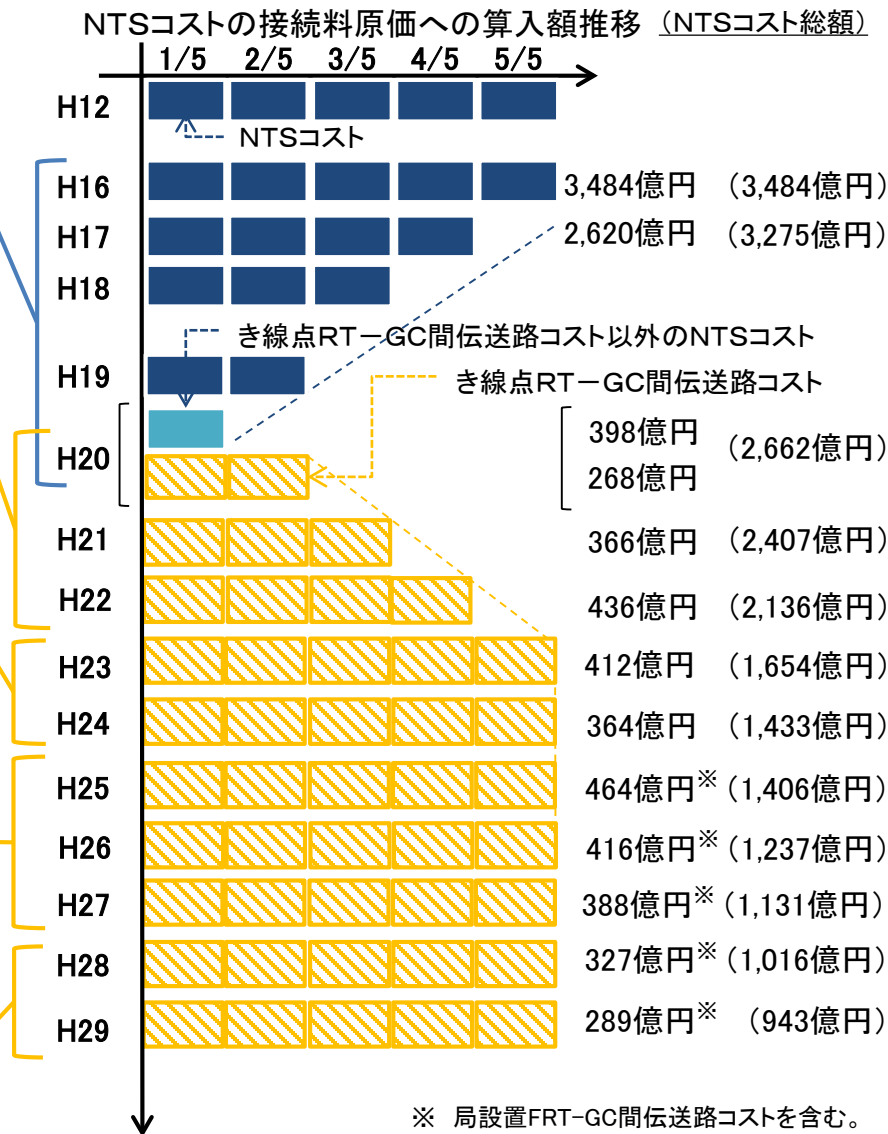
- (き線点RT-GC間伝送路コストの扱いについては)利用者負担軽減の観点から、あくまでも当分の間の措置として、**引き続き段階的付替えを行うこと**によって、**従量制接続料の原価にその100%を算入**することもやむを得ない。

長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方について 答申(平成24年9月)

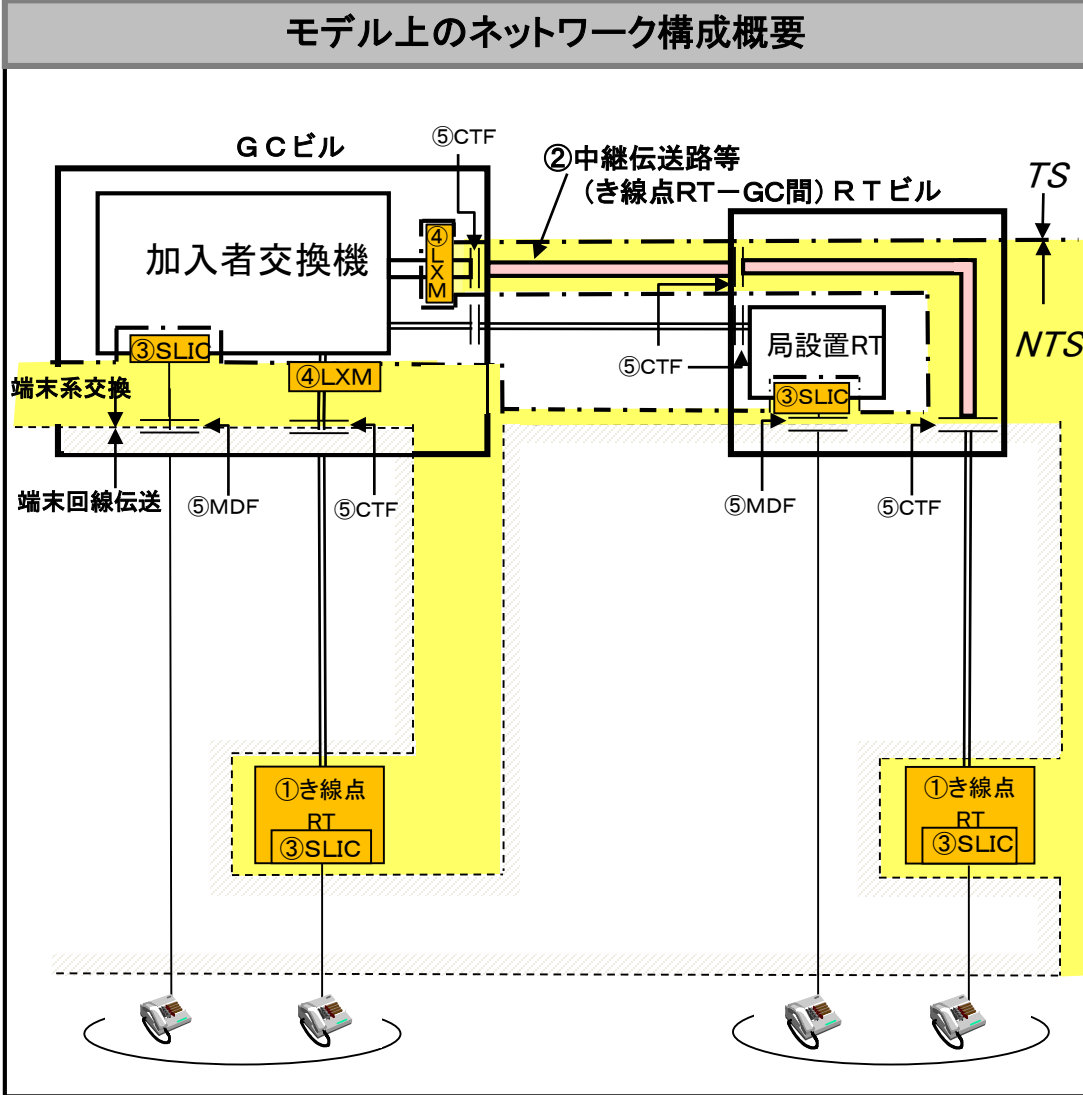
- (き線点RT-GC間伝送路コストの扱いについては)利用者負担軽減の観点から、あくまでも当分の間の措置として、**引き続き従量制接続料の原価にその100%を算入**することもやむを得ない。(局設置FRT-GC間伝送路コストについては、き線点RT-GC間伝送路コストと同様の扱い。)

長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方について 答申(平成27年9月)

- き線点RT-GC間伝送路コストの扱いについては、利用者負担の抑制の観点から、**引き続き従量制接続料の原価にその100%を算入**することはやむを得ない。



○ NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路(下図②)のコストは、情報通信審議会答申(平成19年3月)を踏まえたユニバーサルサービス制度の補填対象額算定方法の見直しにより、接続料原価に算入されている。



主な設備	主な機能
① き線点遠隔收容装置 (き線点RT)	<ul style="list-style-type: none"> ・メタル回線を收容する機能 ・呼出信号の送出等の機能 ・光信号／電気信号変換等機能
②中継伝送路等 (き線点RT-GC間)	<ul style="list-style-type: none"> ・光ファイバで通信を伝送する機能 <ul style="list-style-type: none"> － FRT由来のリピータ － 中継光ケーブル － 中継系管路 等
③加入者ポート (SLIC)	<ul style="list-style-type: none"> ・メタル回線をGC交換機に收容する機能 ・呼出信号の送出等の機能
④半固定パス接続装置 (LXM)	<ul style="list-style-type: none"> ・光ファイバにより伝送される通信を複数の交換機に振り分ける機能
⑤主配線盤、光ケーブル成端架 (MDF、CTF)	<ul style="list-style-type: none"> ・局内ケーブルを收容するための配線盤

※ 端末回線伝送機能は、当初よりNTSコストとの位置付け。いわゆるNTSコストは、平成17年度接続料算定時より、接続料原価からの段階的控除が開始された部分。(き線点RT-GC間伝送路コストは、平成20年度より、段階的に接続料原価へ付替え。)

改正に係るスケジュール

